

静岡市規則第93号

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年12月 7 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号を次のように改める。

(1) 法第43条第2項第1号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、床から開口部の下端までの高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出	200分の1以上

第15条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	

配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造図	縮尺並びに材料の種別及び寸法	50分の1以上
土地利用現況図	方位並びに付近の建築物の用途及び配置の状況	

(9) 政令第137条の16第2号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	

第25条第1号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同条第2号中「若しくは第5項」を「、第5項若しくは第6項」に改め、同条第9号中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改める。

第34条第1項第1号中「第15条第1号及び第7号」を「第15条第8号及び第10号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。